

2022年度 第7回理事会次第

日時：2023年1月22日（日）10:00~12:00

会場：ZOOM会議

1. 出席者及び資料の確認
2. 開会
3. 会長挨拶
4. 議題

(1) 会長と三役会からの報告

- ・ 孤独・孤立相談ダイヤルの取り組みについて
- ・ 談話室の開催について
- ・ 外部委員の推薦について
- ・ 経営戦略会議について
- ・ 2022年度 関東甲信越ブロック連絡協議会の開催について
- ・ 新社会福祉センターへの移転について（4月1日開館）
- ・ 事務局人事について
- ・ インボイス制度の進捗について
- ・ 代議員の定数未達について
- ・ 次年度理事会開催日程案

(2) 議事

- ・ 新入会員の承認について
- ・ J C模擬試験（J C教育研究所）との継続契約について
- ・ eラーニングの導入について（導入する場合は日本社会福祉士会へ年間 4月～翌年3月 165,000円支払う）
- ・ ぱあとなあ受任会費の用途拡大と上限廃止について

(3) 各委員会報告事項に対する質疑

- ・ 資料を事前送付いたしますので、ご確認いただき、理事会では理事・監事・相談役から質疑があった場合のみ詳細説明をお願いすることといたしますので、ご了承ください。

5. 閉会

次回理事会予定 第8回理事会 2023年3月12日（日）10:00~

場 所 千葉県社会福祉センター大研修室

コロナ感染症拡大の影響により ZOOM 会議変更の場合あり

【添付資料】

- ① 別途ダウンロードおよび添付 PDF データ - 第7回理事会資料
- ② 別途ダウンロード
-11月(4名-内キャンペーン対象1名)、12月(3名-内キャンペーン対象1名)、1月新入会1名新入会報告
- ③ 別途ダウンロード
-2022~2024代議員名簿-17名

【理事会議事・承認依頼】

- ① 新入会 11月-4名、12月-3名、1月-1名(内、内キャンペーン対象、入会年度内30歳以下2名)について、理事会の承認を求めます
※転入1名は報告のみ

参考：

〈定款5条1項より〉

第5条 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第28条の規定により社会福祉士の登録を受けた者であつて、千葉県内に住所又は勤務先を有し、本会の目的に賛同して入会した者。

〈定款6条1項より〉

（入会）

第6条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとするものは、理事会の決議を経て会長（第12条第3項に規定する会長をいう。以下同じ。）が別に定める入会申込書を会長に提出し、総会が定める基準により、理事会の承認を得なければならない。

- ② 2023年度（R5）理事会・総会開催予定（案）（2ページ参照）

【報告事項ほか】

- ・第6回理事会で承認いただいたインボイス（適格請求書）制度について、登録申請手続きを行い、「適格請求書発行事業者の登録通知書」が届いた。（3ページ参照）

登録番号：T9040005002194

- ・2022年度～2年任期の代議員について、定数52名に対し、現在代議員17名である。各地区について理事推薦等の対応をお願いする。

納税地	260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港7番1号
氏名又は名称	一般社団法人千葉県社会福祉士会 御中

千葉東

税務署長
財務事務官
柳澤 裕行



適格請求書発行事業者の登録通知書

貴法人から令和 4年12月 2日付で提出された適格請求書発行事業者の登録申請に基づき、以下の通り登録しましたので、通知します。

登録年月日	令和 5年10月 1日
登録番号	T9040005002194
名称	一般社団法人千葉県社会福祉士会
本店又は主たる事務所の所在地	千葉県千葉市中央区千葉港7番1号
	以上

2023年度(R5) 理事会・総会開催予定(案)

※今後も変更の可能性あり

	日付	曜日	時間	開催内容	備考	開催場所(予定)
第1回	2023年5月14日	(日)	午前	第1回理事会	総会資料確認	県社協 研修センター 中会議室2
第2回	2023年6月25日	(日)	午前	第2回理事会	理事会	県社協 研修センター 中会議室2
			午後	第10回定時総会	2022(R4)年度 決算報告	県社協 研修センター 大会議室
第3回	2023年8月27日	(日)	午後	第3回理事会	会長互選	
第4回	2023年11月5日	(日)	午前	第4回理事会	理事会	
			午前	予算ヒアリング	理事会	
第5回	2024年1月21日	(日)	午前	第5回理事会	理事会	
第6回	2024年3月17日	(日)	午前	第6回理事会	予算承認	
第1回	2024年5月12日	(日)	午前	第1回理事会	総会資料確認	
第2回	2024年6月23日	(日)	午前	第2回理事会	理事会	
			午後	第10回定時総会	2022(R4)年度 決算報告	

ここから
2024年度
←仮日程(総
会資料準備
を考慮)

◇千葉県社会福祉士会会長職務執行状況 2022年11月7日～2023年1月21日

【活動報告】

- 11月24日(木)日本会研修推薦打ち合わせ
- 11月24日(木)孤独孤立相談ダイヤル説明会 相談員
- 11月25日(金)孤独孤立相談ダイヤル説明会 コーディネーター
- 11月29日(火)
- 12月5日(月)会員相談個別対応
- 12月8日(木)福祉と司法の連絡協議会
- 12月11日(日)浦安市川松戸世話人会
- 12月12日(月)三団体打合せ
- 12月13日(火)倫理委員会
- 12月15日(木)孤独孤立相談ダイヤル実施説明会
- 12月22日(木)孤独孤立相談ダイヤルコーディネーター説明会
- 12月22日(木)三役会
- 12月23日(金)千葉の移民コミュニティに対するアウトリーチ調査報告会
- 12月23日(金)孤独孤立相談ダイヤル相談員説明会
- 12月26日(月)総合相談委員会 業務委託等打ち合わせ
- 1月7日(土)三役会、予算ヒアリング
- 1月7日(土)経営戦略会議
- 1月10日(火)三役会
- 1月14日(土)災害対策研修
- 1月16日(月)三役会

◇各種委員会等

【委員推薦】

- 2023年2月10日～2025年2月9日 佐倉市高齢者福祉課
成年後見制度利用促進に関する検討会委員 高美 修次氏
- 2023年1月～2025年1月 市原市共生社会推進課 市原市成年後見制度利用促進審議会委員
朽名 高子氏
- 2023年1月15日～2026年1月14日 市原市共生社会推進課 市原市地域福祉推進協議会委員
大戸 優子氏
- 2023年1月4日～2025年1月3日 野田市社会福祉協議会 野田市成年後見支援センター運営委員
井部 泰子氏
- 2023年4月1日～2025年3月31日 船橋市障害福祉課 船橋市障害者介護給付費等
認定審査会委員 薄井 哲子氏、齊藤 茂雄氏、本間 直毅氏、矢島 陽一氏、助川 未枝保氏
- 2023年2月12日～2025年2月11日 八千代市社会福祉協議会 成年後見運営委員
市川 澄子氏
- 2023年4月1日～2025年3月31日 野田市高齢者支援課 野田市介護認定審査会委員
古澤 肇氏

【講師派遣等】

○2023年2月3日(金) 千葉県高齢者福祉課 千葉県高齢者虐待防止対策研修(事業所向け)講師
谷口 さなえ氏

○2023年2月5日(日) 神奈川県社会福祉士会 災害支援活動者養成研修 講師 服部 明氏

○2023年2月8日(日) 千葉県社会福祉協議会 千葉県後見支援センター
千葉県成年後見制度利用促進体制整備アドバイザー派遣 梶原 幸夫氏

◇その他の活動

○2023年1月16日(月) 千葉県社会福祉協議会 災害ボランティア・市民活動センター
令和4年度「多様な主体間における連携促進のための研修会」 服部 明氏出席

○2023年1月27日(金) 千葉県社会福祉協議会 災害ボランティア・市民活動センター
令和4年度 千葉県災害ボランティアセンター図上訓練 服部 明氏出席予定

○2023年2月18日(土)、19日(日) 日本社会福祉士会
2022年度 生活困窮者支援ソーシャルワーク研修 本間 貴大氏受講

○2023年3月23日(木) 千葉県社会福祉協議会
令和4年度第5回理事会 榑林 元樹会長出席予定

**** 会員情報 ****

1月17日現在正会員:1,585名(新入会:8名、転入:1名、退会7名、転出0名、資格喪失2名)

準会員3名、賛助会員2名

2022/4/1 各末日	2022/4/1 会員数	総会員数	入会	転入	転出	退会	資格喪失	その他	備考
2022年4月	1,511	1,546	36	0	0	-1	0	0	キャンペーン該当2名
2022年5月		1,562	15	1	0	0	0	0	
2022年6月		1,569	7	1	0	0	-1	0	キャンペーン該当2名
2022年7月		1,574	6	0	-1	0	0	0	キャンペーン該当2名
2022年8月		1,577	3	1	0	-1	0	0	キャンペーン該当1名
2022年9月		1,583	6	0	0	0	0	0	キャンペーン該当1名
2022年10月		1,585	4	1	-1	-2	0	0	キャンペーン該当1名
2022年11月		1,586	4	0	0	-2	0	-1	その他(逝去1名) キャンペーン該当1名
2022年12月		1,589	3	1	0	-1	0	0	キャンペーン該当1名
2023年1月		1,585	1	0	0	-4	0	-1	その他(逝去1名)

【報告事項】

広報部会 瀧澤

1 点と線発行予定

	111号	112号
編集会議	11月下旬	4月上旬
原稿締切	1月上旬	5月中旬
入稿	2月下旬	6月下旬
同封物原稿締切 事務局へデータ入稿	2月末	6月末
発送	3月下旬	7月末

点と線111号（3月末）にチラシ等を同封する期限は、2月末までとなります。

3月は事務局転居準備もあり、期限厳守をお願いいたします。

期限を過ぎると同封できませんので、4月からの企画で3月末に案内したい方はお早めをお願いします。

【111号記事の内容】

◆特集 多分野で活躍するソーシャルワーカー

【主旨】

社会福祉の現場ではないフィールドで活躍している方の中で社会福祉士の資格を取得されている方に話を聞き、様々な活躍場面、思いを記事にする。

本特集では、インタビュー形式をとることとする。

- ①理学療法士+SW 高木さん ②歯科医師+SW 横引さん ③結婚相談+SW 佐藤さん
- ④お寺+SW 櫻井さん ⑤弁護士+SW 安井さん ⑥市民活動+SW 松清さん

◆ 談話室に参加して 山田茜さん

◆ 「孤独・孤立相談ダイヤル#9999 試行」に参加して 白井副会長

◆ 社会福祉士のわ 社会福祉法人クローバー会第2クローバー学園 床井 祐介さん

◆ 新養成課程における社会福祉士実習での実習指導者へのお願い 渋谷哲さん（千葉県養成校連盟 代表・淑徳大学）

2 点と線 広告団

①おたすけ救急車

●遺品整理 ●生前整理
●ゴミ屋敷のかたづけ
●不用品処分 ●草刈
●その他お家の事何でも

9時～18時 年中無休
TEL03-6863-9826
お気軽にお電話下さい
おたすけ救急車

体報告

②グランドール

介護保険外サービス
福祉に強い便利屋
グランドール



とにかく何でもやります！
☎ 080-8166-3774
<https://benriyagrandeur.com>

- ・収入11,000円×2=22,000円
- ・2社は今後も継続して掲載されるか確認する予定
- ・表紙に掲載できる広告は2社が限度になる為、それ以上は、2～11pの余白に掲載する方向でご案内する予定。掲載できる事業所等がありましたら、ご紹介をお願いします。

総合相談委員会

新事業について提案として 社会福祉士の繋がり（仮）

カフェのような自由に集まり語れる場を作ればと思っております。似たような事業は会でも実施されていますが、こちらで考えているテーマとしては

「地域共生社会」

です。ですがこの用語は一般的に社会福祉法に位置づけており主に、地域福祉の推進にて語られますが、一方で障害者基本法に

「共生社会」

と定義があります。どちらも目指す方向は一緒なのかと感じますが、発想や目的は異なるように思います。では児童分野は？

得意分野でそれぞれの社会福祉士が力を発揮するのはもちろん必要であるが、様々な分野で社会福祉士が活躍する場面は増えてきた現在、同じ社会福祉士なのに、別の職種のようになっていないでしょうか？

同じ資格を持つ者同士が職種連携をしやすくする為に、ゆるく語れる場を検討しております。もちろん定期的な開催として、最初の数回は上記のようなテーマで検討していますが、各回のテーマ設定を参加者で決めていけるような活動になればと考えてます。

具体的な内容はこれから練っていきたいと考えておりますが、まずは経過報告まで。

松本友寿

【報告事項】

1) 今年度の基礎研修について 令和5年1月15日 現在

基礎研修Ⅰ	<u>受講人数 54名</u>	現在	第1回終了
基礎研修Ⅱ	<u>受講人数 49名</u>	現在	第9回まで終了
基礎研修Ⅲ	<u>受講人数 33名</u>	現在	第9回まで終了

事務局負担軽減のため、各リーダーが事務局と協議
できること、できないこと臨機応変に対応を進めている。

2) 2022年度 社会福祉士支援取得 和洋女子大学 受験対策講座 (参加人数12名)
令和4年12月20日で今年度の講座は終了となりました。

3) 大学講師及びJC模擬試験申し込み現状

大学講師の募集は5名まで集まり、これでなんとか2023年度以降は継続できることとなります。
しかし、JC模擬試験申し込みが1名しかおらず、現状的には厳しい。ただ、2023年度はこのまま予算も組んでおり、なんとか継続的に行うこととする。

【理事会決議・承認依頼事項】

- JC模擬試験 (JC教育研究所) との2024年度からの継続契約について
- eラーニングの導入について 千葉県社会福祉士会として導入に伴う支払い承認のお願い
(導入する場合は日本社会福祉士会へ 年間 4月～翌年3月 165,000円支払う)

【添付資料】

資料1：第3階司法福祉委員会記録

【報告事項】

- ① 第3回司法福祉委員会
令和4年12月17日(土)
ZOOMにて
参加者：6名
*資料添付1
- ② マッチング支援依頼
令和5年1月12日(今年度2件目)
- ③ 刑事司法ソーシャルワークの実務・応用編(ハイブリット研修)
2023年1月21日(土) 12:50～18:20
2023年1月22日(日) 9:00～17:10
会場:千葉県弁護士会館3F

以上

2022年度第3回司法福祉委員会

日時：12月17日（第3土曜日）10:00～12:00（ZOOM開催）

出席：宮下、伊藤、多田、松丸、宮崎、小川

欠席：青沼、大浦、吉田、足立、野村

議題

1. 理事会報告（宮下）；千葉県社会福祉士会の新事務所について
2023年度の委員会、学習会の会議室仮予約について
 - ・後日、臨時司法福祉委員会を開催予定（認定研修の新カリキュラム計画を含む）
 - ・新事務所が令和5年4月より始動（新住所となるため、事務局への連絡や郵便物郵送に注意）
 - ・令和5年度司法福祉委員会は第3土曜日開催（3階小会議室2）
第1回：6月17日（土）、第2回：9月16日（土）、
第3回：12月16日（土）、第4回：3月16日（土）
 - ・令和5年度刑事司法ソーシャルワークの実務
基礎編：7月22日23日、応用編：1月20日21日（日本会と重ならないよう開催）
 - ・令和5年度学習会開催予定（新事務所：3階小会議室2を仮予約済）
8月19日（土）、10月21日（土）
2. 研修委員より（小川）：2023年1月21日～22日の「刑事司法ソーシャルワークの実務・応用編」の開催にあたって役割分担
 - ・司会：青沼（22日の演習時は、松丸が担当）※司会に関してははまだ予定（青沼さんに確認中）
 - ・受付：足立
 - ・ZOOM設定・操作：伊藤、宮崎
 - ・事務局での対応：小川、野村
 - ・受付以外の対応（会場設定や講師への対応等）は、会場にいる委員で対応する。
 - ・開催についての詳細等は、事前に弁護士側（遠藤弁護士）と打ち合わせも行う。その際、ZOOMに関する設定等の打ち合わせも行う（副委員長伊藤も参加）
 - ・応用編の委員集合時間（弁護士会館）
21日（土）12:00、22日（日）8:20※事務局の集合時間は後日連絡します（野村、小川）
 - ・前回の基礎編での反省点
 - ①（事務局での対応時）研修開始に電話がひっきりなしに入ってきた。2人態勢がよい。
 - ②受講生一覧表が小さくて見づらい→拡大したものを用意する（伊藤）
 - ③グループワークに参加していなそうな人が何人かいた。また、音声がでない（自分の声が出せない）、画面が静止している人などもいた。参加していない、顔が映っていない、音声が出せないといった場合には認定できません、と事前に告知しておいた方がよい。

④Wi-Fiでつなぐよりは有線をつないだほうが切れる心配はない。会場で行う必要はないのでは？

→コロナ前は弁護士会館で開催し無料で会場を貸している。弁護士会との共催、といった観点から、現状開催が妥当ではないか。

3. 学習会より（足立欠席のため宮下発表）：今後の予定

- ・第1回学習会（土屋弁護士が講師）は土屋弁護士からも、人数的にもちょうどよい感じで進め高評価であった。
- ・第2回は、マッチング支援の事例を基に学習する予定。

4. マッチング支援より（大浦欠席のため宮下発表）

- ・今年度は1件のみ。

5. その他

- ・マッチングの依頼が減ってきている。終息してしまうのでは？
- ・分野を分けず、他分野に広げてみてはどうか。
- ・子どもや若者の支援にも広げてみてはどうか。
- ・（伊藤）千葉県再犯防止事業を委託している。出口支援を行っているが、また入口支援へと戻ってしまうケースがある。弁護士からの依頼は、今後の住まいや生活全般の支援依頼が入ることが多い。
- ・マッチング支援（司法福祉委員）がどこまで関われるか、が問題。
- ・（松丸）クレプトマニアの方を担当した。出口支援も、我々社会福祉士の力を発揮する場面ではないか。過去は過去の出来事、未来に希望を与えるのは、社会福祉士のやるべきことではないか。
- ・入口支援のみではなく、出口支援への関りも今後検討する。
- ・他機関（中核等）へとつなぐ、連携することも必要。

（文責：小川）

以上

【添付資料】なし

【報告事項】

<1>研修の実施 令和4年度 災害対策委員会災害支援研修会

- ・日時：令和5年1月14日(土)13:30～16:30
- ・会場：オンライン（当初案ハイブリッド方式から全面オンライン方式に変更）
- ・内容：①千葉県社会福祉士会会長 基調講演
②災害対策委員長 大規模災害対応ガイドラインの説明
③大森匠講師 富津市における被災者支援活動
④参加者の交流・意見交換
- ・参加者：27人
（申込者32人：千葉県社会福祉士会員：18 他県社会福祉士会員：4 他団体等：10）
- ・進行管理：伊藤副委員長

<2>研修への参加 内閣府主催「令和4年度「多様な主体間における連携促進のための研修会」
連携関係づくり研修（顔合わせ研修）」

- ・参加者：災害対策委員長 服部明
- ・日時：令和5年1月16日(月)13:00～16:30
- ・会場：千葉県庁本庁舎5階 大会議室
- ・内容：災害対策における官民の役割分担、平時・災害時のボランティアセンター（社協）と災害中間支援組織（CVOAD）の役割分担についての確認と検討（講義、演習）
- ・講師：内閣府、千葉県、JVOAD等

企画部会

【報告事項】

ア、地域集会

≪報告≫（前回理事会以後）

- ・ 11月16日（水）19：00～21：00 福祉道場（柏・我孫子・野田・流山 地域）
会場 柏市社会福祉協議会 いきいきプラザ内 2階研修室
3年ぶりの集合形式 参加者 12名
お互いの自己紹介と近況報告（仕事でちょっと行き詰っていることなどあれば）
- ・ 1月18日（水）19:00～21:00 福祉道場（柏・我孫子・野田・流山 地域）
オンライン開催
ビブリオバトル、本の紹介をディベート形式で行う

≪予告≫

- ・ 2月24日（金） 19：00～21：00 市原地区地域集会
会場：さかなや道場 五井西口店
自己紹介・現状報告等

イ、談話室

≪予告≫

- 1月22日（日）14:00～16:00 オンライン
市川1名、松戸2名
申込時のコメント「色んな方と交流できたら嬉しいです。よろしくお願いします。」
フレッシュな会員が、入ってよかった！支えあえる仲間と出会えた！地域でつながりができた！となるため、どんな取り組みが必要か語り合しましょう。

ウ、三団体研修

≪予告≫2月19日（日） 13：30～16：30（入室13：15～）オンライン
「地域で生きる」を支援する ～「かかわり・つながり・協働する」外国人支援の基礎知識～
多文化を背景に持つ人々が生活課題を解決する上で、言葉をはじめとする文化的・社会的な違いに配慮した多文化ソーシャルワークの基本的な知識を学びます。

講師：南野 奈津子 氏 東洋大学 ライフデザイン学部 福祉社会学科 教授
36名（1月18日時点）

エ、企画部会

≪報告≫12月16日（金）19:00～21:00

オンラインミーティング

長生地域世話人が主催、若手が活躍できる場について 参加者 6名

上の世代がいると若手の企画を出しづらくなる面もあるので、若手で自由に意見交換しながら企画できる場があれば

次回、2月17日（金）予定

報告事項

活動報告書システム化について

令和5年2月のぱあとなあ活動報告書の報告(名簿登録更新申請、個別定期報告書を含む)からパソコンで直接入力する「システム」を利用して提出がスタートするご案内です。

今回の報告は、2022年2月1日～2023年1月31日の期間が対象で1月31日現在の報告です。システム入力は1月19日以降可能となり、報告期間は、例年通り、2月1日～28日です。

2月以降の新規、終了等の随時報告も活動報告書システムでの報告となります。

活動報告書(定期報告書、活動報告書、名簿登録申請)は、日本社会福祉士会(以下、日本会)へ毎年提出する重要書類ですが、システム利用によって、いわゆるペーパーレス化となり、「登録員・運営委員・事務員」三者の負担軽減だけでなく、記入漏れやミスの減少、抽出等の機能が活用でき、効率化されます。また、郵送費などの経費節減、2年目以降の入力簡略化ができます。

なお、今回、個別活動報告書の付表1-3については、重複している事項が多く、1-3付表を廃止をして、成年後見事務に関する質問票(受任者必須)を改定して統一しております。

また、以下の千葉県独自の書式は、活動報告書システムに連動していません。別途、フォームでの入力になります。

千葉県独自の提出書類として①～③は、別途フォーム入力してください。

- ① 後見事務調査票(受任アンケートと後見事務に関する質問事項)(全員必須入力)

<https://forms.gle/dhTSEDjIPDuodV5k7>

- ② 受任会費除外申請書(①報酬未払い②低報酬) ※該当者のみの申請となります。

※フォームでき次第、別途、案内させていただきます。

活動報告書システム化にあたって、操作方法等のご心配や、ご意見も寄せられております。しかし、皆さんから提出頂いた活動報告内容を、ぱあとなあ千葉(以下、当会)から日本会へ提出する際には、紙ベースでの提出ができません。紙ベースでご提出いただく場合は、システムへの代理入力の必要が生じます。毎年のことですので、将来的にというよりも、できるだけ今回から、ご自身での入力をお願いしたい所存です。そのために、登録員全員へアンケートを取り、皆さんへのサポート体制を構築していきます。

なお、紙ベースの書式が必要な場合は、各自ホームページからダウンロードして下さい。

※書式については現在整備中です。出来上がり次第、HPに掲載します。ダウンロードができない方は、別途事務局へご連絡下さい。担当者から折り返し連絡します。何かと不備な点やご質問があるかと思いますが、相談専用メールをご活用下さい。partner.soudan.cswl@gmail.com

Zoomフリー相談広場のご案内

皆さんからのアンケート結果に基づき、zoomでのフリー相談広場を開催します。

運営委員、協力員が数名参加し、全体説明、相談、ブレイクアウトを使用した個別相談を実施します。出入り自由な形をとりたいと思います。

- ① 1月21日(土) 15:00~17:00 → 東葛の勉強会とコラボ企画での開催
- ② 1月23日(月) 15:00~17:00 ZOOM ID 810 1396 1371 パスコード 01234
- ③ 1月23日(月) 19:00~21:00 ZOOM ID 821 5522 0327 パスコード 01234
- ④ 1月25日(水) 15:00~17:00 ZOOM ID 868 7295 7642 パスコード 01234
- ⑤ 1月25日(水) 19:00~21:00 ZOOM ID 812 1965 4434 パスコード 01234

※状況を見て、2月にも開催を検討します。

研修部会からの研修のご報告とお知らせ

1. 千葉サポート(年6回)

主に受任3年未満の方を対象。3年間は、6回中、最低2回以上の受講が登録要件になる。
(コロナ禍の為) 13:30~15:30 参加費 1,000円

- ・第5回令和4年11月26日(土) 「生活保護」 講師 佐藤 むつみ氏 参加49名
- ・第6回令和5年02月25日(土) 「関係機関との連携、家裁とのかかわり」
講師：吉武 美樹氏、古澤 肇

2. レベルアップ研修(年2回)

主に受任3年以上の登録員を対象にしていたがオンラインにして、定員を増やし3年未満も興味があれば、参加可とし、参加費を1,000円。13:30~15:30

- ・第2回令和4年12月03日(土) 「後見業務における債務等の基礎知識とその実務」
講師：土井 義昭氏(行政書士・社会福祉士) 参加47名

3. 弁護士との事例検討会(年2回)※オンライン・参加費：1,000円 13:30~15:30

法的課題について、弁護士と事例を通して学び合う。昨年、おとしはお休み。

- ・第1回令和4年11月19日(土) 講師：佐久間 貴幸氏 参加33名
- ・第2回令和5年02月18日(土) 講師 佐久間 貴幸氏 近日中に案内掲載

4. 第2回必須登録員研修 (年2回 ※必須登録員研修は、来年度の名簿登録要件。年間1回以上の参加が条件。)

日時：令和5年1月28日(土) 13:30~17:00 オンライン

テーマ：「今後の社会福祉士の後見人に期待される役割」

～成年後見制度利用促進専門家会議の最新情報から～

講師：日本社会福祉士会 星野 美子氏 参加費：1,000円

後半 16:15~17:00 は、活動報告書システム化の説明を行います。



ばあとなあ千葉運営員会議事録

日程：令和5年1月12日 16:30~18:30

参加者：古澤、四ノ宮、石橋、太田、長尾、越後谷、岡元、木岡、吉田、堀越、朽名、倉下
飯田、大浦、浅見、助川、長友、小川知

議題 活動報告書システム化について

1 1/12発行のばあとなあニュースの詳細説明

- ・HP上に必要情報を随時アップしていく、よくある質問 FAQ内容確認

2 オンラインでの説明会について

1/19(木)・・・19:00～20:30(古澤、助川、石橋)

1/21(土)・・・15:00～17:00(古澤、四ノ宮、木岡)

1/23(月)・・・15:00～17:00(小川、助川、古澤)

19:00～20:30(古澤、助川、四ノ宮、石橋)

1/25(水)・・・15:00～17:00(吉田、助川、古澤)

19:00～20:30(岡元、助川、長尾、石橋) ※2月は、必要に応じて開催

3 報酬助成部会より(越後谷)

- ・今年度、会の開催はない。新規4件審査に。1月24日に審査会を開催予定。前回分3件を含め7件。

4 コーディネート部会(四ノ宮)

- ・昨年4月～12月まで、350件家裁より依頼あり。(前年度は390件)

自薦は約40件(内、自治体等推薦依頼案件 約20件) 辞退件数 15件

- ・電話相談(2022年4月～12月)

総件数111件(一般44件、登録員67件) 訪問相談(任意後見人の紹介依頼7件)

任意後見の課題:任意後見の精査が出来る部会が必要

5 業務管理部会(石橋)

- ・「後見人が来てくれない」等の相談が1件・辞任についての相談1件

6 広報(太田)

ばあとなあ千葉ニュース、11日発行(HPにも掲載済、閲覧パスワードが必要)

7 名簿登録研修(朽名)

申し込み37名、修了者数30名 1月登録者8名 対面での研修でパワーをもらえた等の感想あり。

8 未成年後見事例検討会(長尾)

初の事例検討会を12月7日に開催、石橋氏の事例、様々な立場からのご意見有。来年度2回予定。

9 来年度予算については、現在理事会に予算を要求している状況。

受任会費の用途拡大と上限廃止を理事会にかけ、規程の改正へ。

10 必須登録員研修(古澤) 令和5年1月28日(土)13:30～17:00 ZOOM事前登録

議事 承認事項

受任会費の使途拡大及び納付上限額廃止に向けた関連規程の改正提案

ばあとなあ千葉運営委員会

1. 提案の背景－業務量増加による運営経費等の増大－

ここ数年、登録員の後見人等の受任件数が大きく増加していることに伴い、ばあとなあ千葉の運營業務量及び後方事務を担う県社士会事務局の業務量が大きく増加している。この5年で、受任件数は、急激に増え、2017年は、1041件、2021年は、1772件の受任となっている。登録員数は、2017年256名から2023年1月現在、324名と増加している。そして、それらに対応する人件費等の運営経費、事務業務量が増加し、ばあとなあ千葉及び県社士の事業収支の逼迫を招いている（別紙）。

クラウドシステムの導入、オンライン会議、研修の開催等で、業務の効率化や経費削減も進めているが今後、必要な事業の遂行が出来ない事態や家裁や自治体からの推薦依頼に対応できない事態も生じることも危惧されるところである。

他方、各市町村の利用支援事業いわゆる報酬助成制度については、専門職団体によるソーシャルアクション(各市町村との協議、アンケートの協力等)を行い、見直しや拡充など制度改正につながっている自治体も増えてきており、今後、ばあとなあの報酬助成の利用は、横ばい、または減少も予想される。

今後、安定したばあとなあの運営を進めていくには、運営委員会や事務局の執行体制の整備が急務である。具体的には、事務員、また、ICT化専門スタッフの確保、人件費が重要と考える。ばあとなあ全体での事務の負担軽減、ICTでの業務の効率化を図っていく。運営委員、協力員への報酬確保も含め、持続可能な健全な組織運営を図っていくために、今回の改正案の理解を願いたい。

2. 提案の内容と効果－ばあとなあ千葉の自主財源増加対策－

こうした状況を受け、ばあとなあ千葉としては、必要な事業遂行を安定的に遂行していくために、自主財源の増加が必要であると考えている。

現在、ばあとなあ千葉の自主財源としては、名簿登録料（1万円×登録員数／年）と受任会費（2千円×受任件数／年；但し、使途は報酬助成事業に限定）がある。他都道府県ばあとなあの自主財源の増加策としては、名簿登録料の増額、当会の受任会費相当の納付金の増額で対応している（別紙）。

現時点で、直ちに両方の増額が必要の状況ではないが、当面、以下のように、現在の受任会費の使途拡大、そして、納付上限額の廃止をさせていただきたいと考えている。

(1) 受任会費の使途拡大

現在、受任会費の使途は、報酬助成事業に限定されているが、この限定を外し、後見人等の受任に関わる運営経費等に充当できるものとする。昨年度（実績）及び今年度（見込）で見ると、受任会費を原資とする報酬助成事業の収支は、今後、50～60万円／年の黒字が想定される。

(2) 受任会費納付上限額の廃止

現在、受任会費の納付上限額は、3万円（2千円×15件）としている。このような上限額設定は、受任会費の使途を報酬助成事業に限定したこと、また、従来の県社士の報酬助成の原資としていた負担金の上限額設定（3万円）を踏襲したことによる。しかし、使途を報酬助成事業に限定しないこととするのであれば、公平性の観点から、上限額を設けず、受任件数に応じた納付を行なっていただきたいと考えている。納付上限額を廃止すると、昨年度（実績）及び今年度（見込）で見ると、受任会費の納付額は、今後、20～30万円／年の増加とすることが想定される。

3. 関連規程の改正

以上の対策を講じることにより、当面の運営経費等の増加への対応が可能になると考えている。

具体的な提案としては、ばあとなあ専属の事務員を現在の週3から週5日への配置導入やICT化にあたり、専門スタッフの person 費、運営体制の改善、支部制などの組織づくり等を進めていきたい。

このため、来年度以降における受任会費の用途拡大及び納付上限額の廃止を実現するため、別紙のように関連する規程の改正を提案する。

【参考データ】

(1) ばあとなあ千葉の収支推移（収支：1万円以下は四捨五入）

年度	総収支（内、名簿登録料） *受任会費収支含まず	受任会費収支	県社士会事務費 （人件費）	登録員数 受任件数
2017	収470万円（251万円） 支473万円 － 3万円		1672万円 （1082万円）	256名 1041件
2018	収464万円（262万円） 支461万円 ＋ 3万円		1685万円 （1114万円）	252名 1231件
2019	収613万円（270万円） 支525万円 ＋ 88万円		1914万円 （1070万円）	263名 1406件
2020	収593万円（312万円） 支460万円 ＋ 133万円	下記の収は受任会費納付金収入、 支は報酬助成関連支出	1933万円 （1169万円）	312人 1576件
2021	収412万円（323万円） 支395万円 ＋ 17万円	収223万円 支150万円 ＋ 73万円	1881万円 （1123万円）	312人 1772件
2022 （予算）	収676万円（327万円） 支631万円 ＋ 45万円	収240万円 支200万円 ＋ 40万円	2013万円 （1135万円）	320人 1900件

(2) 他都県ばあとなあの名簿登録料と受任会費

都県名	名簿登録料（年）	受任会費（1件当り）	備考
千葉	10,000円	2,000円	※受任会費（1件当りの納付金）、他都県では名称は、異なる。 ※埼玉の名簿登録料には、ばあとなあ特別会費3,000円含む。
東京	20,000円	10,000円	
神奈川	20,000円	10,000円	
埼玉	13,000円	2,000円	

(3) 16件以上受任の登録員数と16件以上の受任件数合計（2022年2月時点）

登録員数	30人	※受任件数合計の2～3割は、新規受任で受任会費の納付対象ではない新規案件（報酬付与審判未決等）が含まれている。
受任件数合計	225件	

受任会費の使途拡大及び納付上限額の廃止に関する規程類の改正（案）

「権利擁護センターぱあとなあ千葉」運営規程（規程第 21 号）

※青字(斜体)は削除部分

※赤字(斜体下線部)は追記部分

現 行	改 正 案
<p>(受任会費)</p> <p>第 14 条 登録員は、受任している法定後見案件および任意後見案件（以下、両案件を併せて「受任案件」という）について、毎年、名簿登録規程第 11 条に定める 2 月の定期報告における 1 月末の受任案件数に応じた受任会費を納付しなければならない。</p> <p>2 受任会費は、受任案件 1 件につき 2,000 円とする。<i>但し、登録員 1 人の受任会費 総額の上限は、年度毎に 30,000 円とする。</i></p> <p>3 受任会費は、<i>第 15 条に定める報酬助成およびそれに付随する事務費用に充てることができる。</i></p>	<p>(受任会費)</p> <p>第 14 条 登録員は、受任している法定後見案件および任意後見案件（以下、両案件を併せて「受任案件」という）について、毎年、名簿登録規程第 11 条に定める 2 月の定期報告における 1 月末の受任案件数に応じた受任会費を納付しなければならない。</p> <p>2 受任会費は、受任案件 1 件につき 2,000 円とする。</p> <p>3 受任会費は、<u>第 3 条第 7 項に定める登録員に対する報酬助成事業の他、同条第 5 項に定める成年後見人等・成年後見監督人等・未成年後見人・未成年後見監督人の候補者の紹介に関する事業、および同条第 8 項に定める登録員の支援及び指導に関する事業の費用に充てることができる。</u></p>

権利擁護センターぱあとなあ千葉 受任会費に関する規程（規程第 32 号）

※青字は削除部分

※赤字(下線部)は追記部分

現 行	改 正 案
<p>(受任会費)</p> <p>第 4 条 受任会費は、次の計算式による 登録員 1 人の受任会費（年） = 2,000 円 × 第 3 条に定める「受任案件数」</p> <p>2 <i>1 項の計算式による受任会費額が 30,000 円を超える場合には、運営規程第 14 条第 2 項により、これを 30,000 円とする。</i></p> <p>3 受任会費は、運営委員会が指定する方法で、指定期日までに納付しなければならない。</p> <p>4 2 月のぱあとなあ千葉の定期活動報告後に登録員が名簿登録を抹消する場合においても、当該報告の受任案件に関する受任会費は納付しなければならない。</p> <p>5 一旦納付した受任会費は、ぱあとなあ千葉の</p>	<p>(受任会費)</p> <p>第 4 条 受任会費は、次の計算式による 登録員 1 人の受任会費（年） = 2,000 円 × 第 3 条に定める「受任案件数」</p> <p>2 受任会費は、運営委員会が指定する方法で、指定期日までに納付しなければならない。</p> <p>3 2 月のぱあとなあ千葉の定期活動報告後に登録員が名簿登録を抹消する場合においても、当該報告の受任案件に関する受任会費は納付しなければならない。</p> <p>4 一旦納付した受任会費は、ぱあとなあ千葉の責に帰する原因のある場合を除き、返還 しないものとする。</p>

<p>責に帰する原因のある場合を除き、返還しないものとする。</p>	
<p>(残金の管理と報告)</p> <p>第6条 受任会費の用途は運営規程第14条第3項に定める通り、報酬助成およびそれに付随する事務費用に充てることができる。従って、納付された受任会費から報酬助成金等を支出した残金は、受任会費繰越金として別途管理する。</p> <p>2 年間の報酬助成の総額が納付された受任会費の総額を超える場合、不足分を受任会費繰越金から支出することができる。但し、受任会費の総額と受任会費繰越金の合計金額（事務費用を除く）を超える報酬助成をすることはできない。</p>	<p>(残金の管理と報告)</p> <p>第6条 受任会費の用途は運営規程第14条第3項に定める通り、<u>ばあとなあ千葉の事業に限定して、それらの費用に充てることができる。従って、納付された受任会費からそれらの費用に支出した</u>残金は、受任会費繰越金として別途管理する。</p> <p>2 <u>年間の上記費用に支出する総額が納付された受</u>任会費の総額を超える場合、不足分を受任会費繰越金から支出することができる。但し、受任会費の納付総額と受任会費繰越金の合計金額<u>を超える支出をすることはできない。</u></p>